⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人北海道大学競争参加者心得第２の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（下記２⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成27・28年度文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,190点以上であること。

⑷　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で２階建て以上、延べ面積2,500㎡以上の校舎・研究施設・病院（医療法に定めるもの）又は国、地方公共団体又は独立行政法人によって設置・運営される公共施設の新営又は全面的な改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる新営又は全面的な改修工事の施工の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑸②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑸①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑹　総合評価の評価項目に示す「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」、「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと。

⑺　申請書、資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　本学と係争中の者、本学と係争中の者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項及び第４項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び本学と係争中の者と同一の親会社をもつ会社でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　競争参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次のㇷ゚(ｱ)(ｲ)の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高30点とする。

②　「加算点」の算出方法は、下記３⑶の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、競争参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる加算点の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする。

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

(ｱ)性能等

(ｲ)社会的要請

②　工事全般の施工計画

(ｱ)施工上配慮すべき事項等の技術的所見

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―0812 札幌市北区北12条西７丁目中央キャンパス２号館　国立大学法人北海道大学施設部施設企画課施設契約担当　電話011―706―2431

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成27年12月18日（金）から平成28年１月13日（水）まで。上記４⑴に同じ。原則として電子入札システムの本件調達案件概要の添付資料により交付する。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴にて交付する。

なお、図面の交付に当たっては、入札説明書に記載する本学指定の場所にて実費（約8,000円）により購入すること。

⑶　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法　平成27年12月18日（金）から平成28年１月13日（水）午後１時まで。上記４⑴に同じ。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、提出期間内必着とする。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　平成28年１月25日（月）から平成28年２月17日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前９時00分から午後５時00分まで（ただし、最終日は午後１時00分まで。）。上記４⑴に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）により提出すること。

⑸　入札は、平成28年２月17日（水）午後１時00分まで電子入札システムにより入札すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、提出期間内必着とする。

なお、電送による入札は認めない。

開札は、平成28年２月19日（金）午前９時30分　北海道大学中央キャンパス２号館入札室（３階）において行う。